

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事は、本件異議申立ての対象となった部分開示決定において、開示しないこととした情報をすべて開示すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 異議申立人は、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成16年4月6日、次の行政文書について開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- （1）平成15年度県営石越南部地区土地改良事業変更計画書に対する専門技術者の意見書の一切
- （2）平成15年度県営石越南部地区換地計画書中の地区総計表1（4）法53条1項1号の規定による特定用途用地の従前の土地及び換地処分後の土地の明細書

2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、上記1の（1）については「県営『石越南部』地区土地改良事業変更計画に対する専門技術者調査報告書 平成16年3月31日」（以下「本件行政文書」という。）を特定した。また、上記1の（2）については、「平成15年度石越南部地区換地計画書のうち土地改良法第53条第1項第1号の規定による特定用途用地に係る各筆換地等明細書」を特定した。

その上で、実施機関は、本件行政文書のうち、一部を除いて開示するとする部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成16年4月16日、一部を開示しない理由を次のとおり付して、異議申立人に通知した。

条例第8条第1項第2号該当

「個人名の記載及び印影があり、特定の個人が識別されるため」

なお、上記1の（2）に対応する行政文書として特定した「平成15年度石越南部地区換地計画書のうち土地改良法第53条第1項第1号の規定による特定用途用地に係る各筆換地等明細書」については、実施機関のうち、本件処分を行った担当課とは別の担当所が保有する行政文書であり、これについても一部を除いて開示とする部分開示決定が行われている。

3 異議申立人は、平成16年4月20日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し、異議申立てを行った。

なお、上記1の（2）に対応する行政文書として特定した「平成15年度石越南部地区換地計画書のうち土地改良法第53条第1項第1号の規定による特定用途用地に係る各筆換地等明細書」の部分開示決定に対する異議申立ては行われていない。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が提出した異議申立書に記載された理由を総合すると、おおむね次のとおりである。

土地改良専門技術者及び土地改良換地士は、実施機関から委嘱を受けて調査報告書を作成していると思われる。氏名及び印影が開示されないと、この調査報告書は誰が作成したものか分からない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が当審査会に提出した理由説明書に記載されている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 土地改良専門技術者及び土地改良換地士について

土地改良専門技術者及び土地改良換地士（以下これらを「専門技術者」という。）は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第2項に規定する「農用地の改良、開発、保全又は集団化に関し専門的知識を有する技術者」であり、専門技術者は土地改良事業を確定させるための手続の一環として行われる調査報告書の作成等を行うこととされている。専門技術者については、以下のとおり取り扱っており、土地改良事業審査規程（昭和25年8月2日宮城県告示第316号）に基づき、実施機関が委嘱を行うものである。

（1）土地改良専門技術者

「土地改良専門技術者育成対策実施要領」（昭和59年11月1日59構改C第689号農林水産省構造改善局長通知）第3に定める試験の合格者又は技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士試験の農業部門に合格した技術士であって、土地改

良専門技術者名簿に登録された者が「土地改良専門技術者」である。

(2) 土地改良換地士

農用地の集団化に関する事業に係る知識及び実務について、農林水産大臣が土地改良法施行規則（昭和24年8月4日農林省令第75号）第43条の2の3に定めるところにより行う試験（土地改良換地士試験）に合格した者が「土地改良換地士」である。土地改良事業計画の審査に当たり、通常は上記（1）の土地改良専門技術者に意見を求めるが、換地処分を伴う事業計画の審査に当たっては、土地改良換地士の意見も求めることとされている。

2 条例第8条第1項第2号該当性について

専門技術者については、実施機関が委嘱しているが、いずれも事業者ではない個人を委嘱していることから、専門技術者の氏名及び印影については、特定の個人が識別される若しくは他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別され得る又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがある情報であり、条例第8条第1項第2号本文に該当し、同号ただし書イ、口のいずれにも該当しないことから、非開示としたものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有する諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈、運用されなければならない。当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下を判断するものである。

2 本件行政文書の内容について

審査の対象となる行政文書は、県営「石越南部」地区土地改良事業変更計画に対する専門技術者調査報告書であり、当該調査報告書を作成した土地改良専門技術者の氏名及び印影、土地改良換地士の氏名及び印影のほか、土地改良事業計画の変更の際しての専門的な立場からの意見等が記載されている。

3 条例第8条第1項第2号の該当性について

条例第8条第1項第2号本文は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」を非開示事由として規定している。また、条例第3条第1項後段は、実施機関に対し、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮を義務付けている。

しかし、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報の中にも、例外的に保護する必要がない情報があり、条例第8条第1項第2号ただし書は、「イ 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」又は「ロ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当する場合であっても、行政文書の開示をしなければならないと規定している。

(1) 本件処分において非開示とされた情報について

実施機関が情報公開条例第8条第1項第2号本文に該当するものとして非開示とした情報は、本件行政文書に記載された情報のうち、専門技術者の氏名及び印影であるが、以下において、本件処分の妥当性を検討する。

(2) 専門技術者の氏名及び印影について

本件処分において、実施機関は、本件行政文書を作成した専門技術者の氏名及び印影については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される若しくは他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別され得る又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報であり、条例第8条第1項第2号本文の規定に該当するものとして、非開示としたものである。

この点につき考えると、本件行政文書は、土地改良事業を確定させるために作成

されるものであり，県が実施する委託業務の成果品と同様の性格を有すると考えられる。県が実施する委託業務の成果は県に帰属するものであるが，委託業務の成果品に記載されている作成者の氏名及び印影については，作成者が責任を持って作成したことを示すものである。これらの情報は，他の行政文書に記載された一般県民の氏名及び印影とは情報の性質が異なるため，特定の個人が識別される若しくは他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別され得る又は特定の個人を識別することはできないが，公開することにより，なお個人の権利利益を害するおそれのある情報ではあるものの，慣行として公開され又は公開することが予定されている情報であり，従前から開示されている。

したがって，本件行政文書に記載されている専門技術者の氏名及び印影については，同種の情報が既に公開されていることから，慣行として公開することが予定されている情報であると判断され，条例第 8 条第 1 項第 2 号ただし書イの規定により，開示することが妥当であると認められる。

4 結論

以上のとおりであり，実施機関が，本件行政文書に記載された専門技術者の氏名及び印影について，条例第 8 条第 1 項第 2 号を理由に非開示としたことは，妥当ではない。

第 6 審査会の経過

当審査会の処理経過は，別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
16 . 5 . 19	実施機関から諮問を受けた（諮問第155号）
16 . 11 . 30 （第207回審査会）	事案の審議を行った。
17 . 1 . 18 （第208回審査会）	事案の審議を行った。
17 . 2 . 15 （第209回審査会）	事案の審議を行った。

(参 考)

宮城県情報公開審査会委員名簿(五十音順)

氏 名	現 職	備 考
大 葉 由 佳	フリーアナウンサー	
岡 本 勝	東北大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
木 下 淑 恵	東北学院大学法学部助教授	
佐々木 健次	弁護士	会長
武 田 貴 志	弁護士	

(平成17年3月7日現在)